８監公表第２号

地方自治法第１９９条第１４項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和８年１１月１０日

那珂川市監査委員　和志武　三樹男
那珂川市監査委員　田中　夏代子

記

１．令和７年度定期監査
監査結果及び措置状況

令和７年１２月２５日付け　７那監第３４号（子育て支援課分）

指　摘　事　項	措　置　状　況
一時預かり事業費補助金について 本補助金は、那珂川市一時預かり事業費補助金交付要綱に基づき、私立保育所、認定こども園、幼稚園施設に交付するものであるが、うち１施設について、補助基準額の２０５，２３０円から１，０００円未満を切捨てた２０５，０００円を補助金として交付している。 しかし、子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙に基づき積算すると補助基準額の２０７，９３０円から１，０００円未満を切捨てた２０７，０００円となり、２，０００円の不足が生じており、交付誤りである。	積算方法に誤りがあったため、改めて積算をやり直し、本来交付すべき金額が２０７，０００円であると判明した。 既に交付済である２０５，０００円との差額２，０００円について、追加交付を行い対応した。